

令和5・6年度島田市社会教育委員 名簿

令和6年4月23日現在

NO	氏名	性別	選出根拠	活動履歴など	任期数	委嘱初年月日	備考
1	田代 保廣	男	学識経験者	総務省行政相談委員、地域安全推進員、前民生委員・児童委員、など	5期目	H27年4月1日～	
2	大石 絵美	女	市民公募	まちづくりNPO勤務 島田市立図書館協議会委員	5期目	H27年7月1日～	
3	青山 朝美	女	市民公募	元小中学校PTA連絡協議会会長 はつくらこども・つながり研究所 (はつくらこども食堂・はつくらランド)	4期目	H29年5月1日～	
4	熊谷 紀男	男	学識経験者	元常葉大学教育学部教授	3期目	R1年5月1日～	
5	鈴木 美香	女	家庭教育の向上に資する活動を行う者	前ペアレントサポーター 元金谷公民館運営審議会委員 など	3期目	R1年5月1日～	
6	中村 吉哉	男	学校教育の関係者	元川根小PTA役員 子ども会連合会会長	3期目	R1年5月1日～	
7	松本 敬人	男	学校教育の関係者	元公立中学校教頭 番生寺会館館長	3期目	R1年5月1日～	
8	萩原 淑恵	女	学校教育の関係者	元公立小中学校校長 元はつくら寺小屋支援員 福祉課学習サポート事業学習支援員	3期目	R1年5月1日～	
9	西田 正鋭	男	社会教育の関係者	前県社会教育委員 前初倉公民館長 福祉課学習サポート事業コーディネーター	2期目	R3年5月1日～	

○社会教育法（抜粋）

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（昭三四法一五八・全改、昭五八法七八・平二法七一・平一一法一六〇・平二〇法五九・一部改正）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（平一一法八七・平一三法一〇六・平二五法四四・一部改正）

第十六条 削除

（平一一法八七）

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（昭三四法一五八・平二六法七六・一部改正）

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・平二五法四四・一部改正）

○島田市社会教育委員の設置等に関する条例

平成17年 5月 5日

条例第150号

改正 平成20年 3月28日 条例第54号

平成26年 3月31日 条例第14号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項及び第18条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の設置、定数、任期その他必要な事項について定めるものとする。

(平26条例14・全改)

(設置)

第2条 島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、附属機関として委員を置く。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 市民

3 教育委員会は、前項第5号に掲げる者を委員に選任するときは、公募の方法により行うものとする。

(平26条例14・追加)

(定数)

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

(平26条例14・旧第2条繰下)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 教育委員会は、委員に欠員を生じた場合は、補欠の委員を委嘱しなければならない。この場合において、委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平26条例14・旧第3条繰下・一部改正)

(解嘱)

第5条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

(平26条例14・追加)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議その他運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平26条例14・旧第4条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に選任される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

3 榛原郡川根町の編入の日（以下「編入日」という。）以後最初に社会教育法第15条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱された日から平成21年3月31日までとする。

(平20条例54・追加)

4 編入日から平成21年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「10人」とあるのは、「11人」とする。

(平20条例54・追加)

附 則（平成20年3月28日条例第54号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）第15条の規定による改正前の社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項の規定により委嘱されている社会教育委員は、施行日に改正後の第2条第2項の規定により社会教育委員として委嘱されたものとみなす。

○島田市社会教育委員会議規則

平成17年 5 月 5 日

教育委員会規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 委員は、議長及び副議長各1人を互選する。

2 議長及び副議長の任期は、1年とする。

3 議長及び副議長は、再任されることができる。

第3条 議長は、会議の議事を整理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ、議長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年 5 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後、最初に選任される議長及び副議長の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成18年 3 月 31 日までとする。

令和6年度

島田市教育の施策の大要

島田市教育委員会

令和6年4月

令和6年度 島田市教育の施策の大要 抜粋

令和6年度 島田市の教育方針

令和5年5月から、新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類から5類に移行し、社会生活が少しずつ変化を見せ始めた。特に経済活動については、海外との人材交流が再開され、外国人観光客を見かけることが多くなり、新型コロナウイルス感染症流行前の状況に少しずつ戻ってきていることを実感できる。

教育界では、GIGAスクール構想に基づいて整備した1人1台端末が定着し、学習への探究心や自ら学習する態度・意欲を育むための実践が幅広く行われている。個人の学習の進度や方法を考慮した学習方法を取り入れたり、欠席している児童生徒に対しオンライン学習を取り入れたりするなどの活用が進んでいる。

島田市に目を向けると、令和4年度からスタートした「第2次島田市総合計画 後期基本計画」に基づく市政運営により、「笑顔あふれる 安心のまち 島田」を目指すまちづくりが着実に進められている。

令和5年10月には、市役所新庁舎に教育委員会と市長部局が一堂に会することになり、今まで以上に連携した活動ができるようになった。一方、金谷地区においては、公民館、図書館、体育センターに囲まれる形で金谷地区生活交流拠点施設「かなうえる」がオープンした。このことは、新たな利用者の流れを創り出し各施設の付加価値を向上させる環境が実現したと捉えている。

こども・若者への支援については、児童福祉法が改正され重層的な支援体制の構築が求められている。島田市版ネウボラを起点として青少年期まで切れ目のない支援体制を構築してきた本市においては、こども家庭センターが令和6年4月に設置され、教育委員会との連携体制が更に強化されるものと期待している。

島田市における学校教育は、教職員の働き方改革や新学習指導要領への対応は進んだものの、子供の不登校やいじめ問題、多様性への対応の更なる充実が課題となっている。

教育活動においては、新型コロナウイルスとの共存を考えることが求められている。さらに、令和9年度からの実施を目指している休日における中学校の新たな地域クラブ活動化についても、生徒の興味・関心に応じた活動に結び付けられるように、持続可能な体制を整えていくことが求められている。

令和6年4月から、島田市内に「静岡県立ふじのくに国際高等学校」が開校することとなり、単位制・3部制等を取り入れた新しい考え方の学校としてその展開が期待される。特に注目すべき点は、探究学習を主体とした授業形態や、令和8年度の導入を目指し準備が進められている国際バカロレア教育など、生徒を取り巻く環境の変化や価値観の多様化に対応した新たな学校が創られていくことである。島田市内高等学校との連携を探る中で、探究学習や国際バカロレア教育の考え方を、本市の教育においても取り入れていきたい。

島田市教育委員会では、平成28年度に「島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会」から、今後の進むべき道しるべとなる提言を受け、平成30年度には

「島田市教育環境適正化検討委員会」において、子供を最優先にした学校づくりを目指した提言書が出された。令和元年8月には、学校再編計画を策定し、令和3年4月に湯日小学校と初倉小学校、北中学校と島田第一中学校がそれぞれ統合し、新しい教育活動が順調に進められている。

令和5年12月には島田第一小学校の校舎等が完成し、令和6年1月から新校舎での教育活動が始まっている。4月からは伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校の児童も登校し、新しい設備を備えた新校舎での教育活動が期待される。

初倉地区の学校再編については、小中一貫教育の推進に向けた施設一体型校舎を設置する方針を定め、具体的な準備段階に入っている。

さらに、旧島田市内の学校については、児童生徒数の減少や校舎の老朽化が進む中、将来に向けた望ましい小中一貫教育の推進体制や通学区の枠組みを検討するための「島田市旧市内小中一貫教育推進検討委員会」を発足させ、今後の在り方について検討を進めている。

令和6年度は、教育大綱で示されている「市民総がかりで育む 豊かな心と学び」や、平成31年3月に策定された第2次島田市生涯学習推進大綱を実現させるため、学校教育の充実と共に、幅広い年齢層及び障害を持つ市民への学習の広がりを重視し、家庭教育を含む生涯学習の充実を推進したい。

また、川越し街道や諏訪原城跡などの活用について、市長部局と引き続き連携を図っていく。

感染症の不安が解消された状態ではないが、これまでの経験を基に、ウィズコロナの考え方に立ち、教育委員会所管の活動について積極的に実施していきたい。

学校教育

○ 学校教育における基本的な考え

新型コロナウイルス感染症が5類扱いとなり、学校生活、子供たちの日常生活はもとに戻りつつある。制限することなく教育活動を実施できるようになり、授業においても対話活動が活発に行われるようになってきた。

令和6年度、学校教育は、「夢育・地育」を基軸に据え、夢や目標を持ち、主体性や自律性、自己肯定感等を高めていけるよう、魅力ある授業づくり、特色ある教育活動を推進する。

全国学力・学習状況調査においては、どの教科も全国とほぼ同様の結果が得られた。必要とされる複数の情報を取り出して関連付けたり、知識や経験と結び付け考えを広げ深めたりする力がついてきている。一方、自分の考えを資料や文章、グラフなどの情報を用いて、論理的に表現することに課題が見られた。また、学習における意識として、「授業で端末を週3日以上使用している、端末は学習の役に立っている」「課題解決に向けて、自分で考え取り組んでい

- ・学校の市事務職員・業務員への指導助言を適切に行う。
- ・初倉地区施設一体型小中一貫校の整備に向けた検討を進める。
- ・新たな特認校である大津小学校における教育活動が円滑に進められるよう、学校との連携を図りながら推進する。(学校教育課)

社会教育

○ 社会教育における基本的な考え

社会の多様化・高度化に伴い、市民一人ひとりが、生涯を通じた学びによって自己実現を図り、地域社会で活躍できる環境づくりが求められている。

市民の心の豊かさにとって欠かせない様々な学びや体験の場を大切にし、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、地域に愛着をもつ人や地域に関わる人を増やし、「地育」の推進を図りたい。

青少年の豊かな心を育てるために、一定のルールに基づいた規則正しい集団行動や集団生活を行う体験活動を通して、協調性・積極性・豊かな人間性を伸ばし、心身ともに健やかでたくましい青少年の育成を目指していく。また、青少年が地域活動に積極的に参加できるように働きかけていく。

家庭教育については、社会教育委員からの提言を基に、子供と過ごす時間を大切にし、子育てを通じて親が自ら学ぶ場や地域で支える場を充実し、子供の社会的自立を促す助言や支援体制も充実させる。

生涯学習においては、第2次島田市生涯学習推進大綱の定着や充実を図るため、後継者育成や幅広い年齢層の参加を積極的に推進するとともに、各部署や各公民館等が連携して、学習機会の提供や内容の充実を図る。

さらに、市民の自発的な学習意欲に応えられるよう、図書館や博物館などとの連携をより一層図るとともに、デジタル化を推進し、情報の発信や施設利用の利便性を高める。

◆ 基本方針

1) 青少年の育成を推進する。 (社会教育課)

- 青少年が地域貢献する機会を設け、人に役立つ活動を広げていくことにより社会性を伸ばしていく。
- ・小学生を対象にした野外体験活動を行う少年育成教室「しまだガンバ！」の充実を図る。
- ・ボランティア活動への参加者を増やすとともに、青少年リーダーの養成に努める。
- ・不登校や引きこもり、ニートなど、困難を有する子供や若者とその家族を支援するため、関係機関との連携を充実させる。
- ・地域の教育力を活用した寺子屋事業や体験活動などを推進する。

- ・学校と地域が連携・協働して行う様々な活動を支援するため、地域学校協働本部事業コーディネーターを市内全小中学校へ配置する。

2) 子供の成長・発達に合わせた親の学びの機会を充実させる。(社会教育課)

- 幼児期の家庭教育の大切さを親が学び、実践する力をつけていく。
そのためには、親同士のつながりを大切にし、親同士が学び合う環境をつくる。
- ・乳幼児を持つ保護者同士がつながりを築き、学びや相談ができる場を設ける。
- ・就学時健診における親学講座や、家庭教育学級の充実を図る。
- ・幼児から中学生を持つ保護者に向けた各種講座を開催し、親力の向上を図る。
- ・子育て応援課や健康づくり課をはじめとする関係各課との連携を一層深める。
- ・家族と一緒に過ごし、コミュニケーションを深めることで家庭を振り返る機会となるように「家庭の日」について一層の周知を図る。

3) 公民館等の活動の推進を図る。(社会教育課)

- 公民館等は、地域文化の交流拠点として、地域住民の学習意欲を高めるとともに、コミュニティなど地域団体と連携し、幅広い年齢層の活動を推進する。
- ・公民館等で実施する事業や地域主体の自主事業を拡充し、利用者数の増を図る。
- ・社会教育施設長研修会等を開き、活動の進展を図る。
- ・市民ひとり1生涯学習を目標に、多くの地区住民が参加できる活動を推進する。
- ・情報格差解消を目的とした公民館講座を開講する。
- ・管理運営については、その状況を常に把握し、必要に応じて指定管理者への指導を行う。

4) 生涯学習を推進する。(社会教育課)

- ・生涯学び続ける姿勢を育てるとともに、新たな参加者を増やすため「しまだ楽習センター」、「東海道金谷宿大学」の充実と活性化を図る。
- ・公民館活動等における各種事業による地域文化の充実を図る。
- ・関係機関が連携して、次世代育成の場を充実する。
- ・「ふれあい講座」や「フェスタしまだ」など、市民の関心ある事業を推進する(文化振興課との連携)。
- ・デジタル技術を活用できる人材育成を目的とした講座を開催し、社会教育のデジタル化に対応できる講師等の育成を図る。

5) 野外活動センター山の家、山村都市交流センターささまの運営状況を常に把握し、利活用の促進と地域の活性化を図る。(社会教育課)

6) 図書館活動の推進を図る。(図書館課)

- 3図書館ともに図書館資料の充実、レファレンスサービス、おはなし会などを通して市民の図書館の利用促進を図る。
- ・学校、公民館と連携を密にし、読書環境の充実を図る。
- ・図書館ボランティアを養成し、図書館、市内小中学校、公民館で活動できるよう支援する。
- ・講座やイベントの開催や、関係部署等との連携事業により図書館の利用促進を図る。
- ・障害のある人への読書活動支援を進める。
- ・島田市子ども読書活動推進計画(第四次)に基づき、子供の読書環境の整備や読書機会の提供に努める。

スポーツ振興

○ スポーツ振興における基本的な考え

令和4年度において、第2次島田市スポーツ振興推進計画を策定し、この計画に基づいて、各種スポーツ推進施策を展開している。令和5年5月、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類となり、スポーツ施設における利用者は、コロナ禍以前の状況に戻りつつある。

島田市は、大井川の河川敷をはじめとしたスポーツ施設に恵まれ、日常的にスポーツを楽しむ市民は多い。また、しまだ大井川マラソンinリバティに象徴されるように、スポーツによる交流人口も多い。競技スポーツにおいては、中高校生の活躍も目立ち、スポーツ表彰される市民も多い。

横井運動公園人工芝サッカー場や河川敷グラウンド・ゴルフ場などのスポーツ施設の整備が進み、島田市総合スポーツセンター「ローズアリーナ」など、島田市のスポーツ・レクリエーション環境は充実しているといえるが、一方、島田球場の改修や広大な河川敷グラウンドの維持管理が課題となっている。

ニュースポーツの普及も進んできている。市民ひとり1スポーツを目標に、今後も、より多くの市民がスポーツに親しみ、健康的な生活を営むことができるよう、生涯スポーツを推進していく。

◆ 基本方針

1) スポーツの普及・推進を図る。(スポーツ振興課)

- ・市民ひとり1スポーツのため、地区におけるスポーツ活動を支援する。
- ・市内で行われる各競技大会の支援を充実する。

社 会 教 育 課

1 基本方針

市民一人ひとりが、生涯を通じて、学びによって自己実現を図り、地域社会で活躍できるよう、地域の人たちと連携・協働し、各自のライフステージに応じた多種多様な学習の機会を提供するとともに、学びの成果を社会活動に役立てることのできる環境の整備を進めます。

特に、コロナ禍を契機としたDXに関する取組を今後も進めていく必要があることから、情報格差を解消し知識を習得するための機会の提供やオンライン講座を開催できる人材育成に引き続き取り組んでいきます。

少子高齢化や高度情報化社会の進展により、家庭や地域社会を巡る課題は多様化、複雑化しています。このような社会の中で、青少年が心身ともに健全に成長し、社会の一員として自立し活躍できるよう、家庭や地域における教育力を高め、いくとともに、青少年が地域活動に積極的に参加できるよう働きかけていきます。

2 基本施策

(1) 生涯学習の推進

ア 第2次生涯学習推進大綱に基づく生涯学習施策の推進

平成31年3月に策定された第2次生涯学習推進大綱の理念の普及を目指します。特に、幅広い年齢層の市民への学習の広がり重視して、各事業や各活動の後継者育成や若年層の参加の促進を図ります。

さらに、オンライン講座に対応できるスキルを持つ講師等の育成を図ります。

イ 公民館・公民館類似施設の運営と活動の推進

地域住民の学びへのきっかけづくりを目的として市民学級や社会教育講座等を開講し、地域への愛着や誇りを高める生涯学習推進の拠点として、地域文化の振興を図ります。デジタル化に対応した講座等も開催し、市民間の情報格差（デジタルデバインド）の解消を目指します。

また、老朽化により修繕が必要な箇所については、計画的な予算執行による修繕を実施し、各施設の安全性の維持と管理を行います。さらに、施設職員と地域住民との適切な連携により公民館業務の機能強化を図るとともに、地域における市民協働推進の拠点としての役割を担っていきます。

ウ 東海道金谷宿大学事業の運営

東海道金谷宿大学は、「教えた人（教授）」と「学びたい人（学生）」の両者に活動の場を提供する生涯学習事業であり、令和6年度は87講座の開講を予定し事業を進めます。

年間講座・短期講座の新規の開設及び新規学生の獲得とともに、教授の高齢化に伴う後継者育成は大きな課題となっているため、学生が現教授の講座

を引き継ぐ方法や後継者の育成・発掘について引き続き検討していきます。

エ しまだ楽習センターの運営

令和6年度から、島田市民総合施設プラザおおりにふれあい講座の機能を移転し、一層の運営効率化を目指します。

「プラザおおりマネジメントグループ」による指定管理の下、専門性を活かしたふれあい講座の開催等による市民目線でのサービス向上を図り、市民の生涯学習の推進に寄与するよう要請・指導に努めます。

オ 野外活動センター山の家の運営

令和5年度から指定管理者として管理運営を行っている「西東石油株式会社」が、「活かす」、「発信する」、「集う」の3つのキーワードを経営方針の軸として、自主事業の開催など施設の有効活用を図ります。引き続き、利用者のニーズを把握し、地域と連携しながら効果的な利活用の促進に努めていきます。

カ 山村都市交流センターささまの運営

平成22年度から指定管理者である地元団体の「企業組合くれば」が管理運営を行っており、体験メニューなどの自主事業や積極的なPR活動を実施しています。

引き続き、青少年の健全育成や文化芸術団体等の活動施設、都市と山村の交流施設、地域活性化の拠点施設としての役割を果たしていきます。

○事務事業評価シートの目標数値

区 分		単 位	令和6年度 目 標	令和5年度 実 績
事業の実績 (アウトプット)	公民館等講座開催回数	回	630	694
	金谷宿大学開催講座数	講座	87	85
	しまだ楽習センター講座回数	回	960	951
	公民館等修繕工事費	千円	11,768	11,189
	山の家修繕工事費	千円	15,106	10,588
	ささま修繕工事費	千円	2,121	7,489
事業の成果 (アウトカム)	公民館等講座参加延人数	人	8,448	9,169
	金谷宿大学講座学生数	人	970	910
	しまだ楽習センター講座参加延人数	人	9,000	9,188
	公民館等利用者数	人	151,323	148,614

	山の家宿泊者数	人	6,000	5,581
	ささま宿泊者数	人	2,100	2,070

*令和5年度実績は、見込みの数値です。

【令和6年度目標達成プラン】

- ・第2次生涯学習推進大綱（平成31年3月策定）の考えの周知とともに、生涯学習の一層の充実を図るため、後継者育成や若者の参加、並びにデジタル教育を積極的に推進します。

(2) 青少年の健全育成

ア 家庭教育の充実

家庭教育については、社会教育委員からの提言「家庭教育の在り方」を基に、親が子育てに悩みを抱え、孤立することがないように、親が自ら子育てについて学ぶ機会を充実させるとともに、地域住民による子育て支援活動をさらに活性化させることで、子供のライフステージの各段階にあわせた家庭教育が行われるように支援します。

子供の「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う上で重要な役割を担う「家庭の教育力」の向上を図るため、「初めて0歳児を持つ親の講座」、「幼児・児童を持つ親の講座」、「小・中学生を持つ親の講座」など各年齢層に応じた講座や家庭教育講演会を開催します。

親同士のつながりを大切にし、学び合う機会とするため、小学校での家庭教育学級の開設や、翌年度小学校へ入学する子をもつ親を対象とした「しまおや講座」を開催します。このほか、健康づくり課と連携し、子育ての悩みや不安を抱える親を支援します。

親が安心して子供と参加し、子育ての不安や悩みについて相談できるように、ペアレントサポーターの協力を得て「子育て広場」を開催します。また、ペアレントサポーターが独自に開催する自主講座を支援します。

また、中学生と赤ちゃん親子の異世代交流として「中学生赤ちゃんふれあい体験講座」を開催し、命や家族の大切さを学ぶとともに、赤ちゃんを抱っこするという体験を通して、将来自分の子供を育てたいという気持ちを育みます。

イ 子供読書活動の推進

島田市子ども読書活動推進計画（第四次）に基づき、家庭や地域における子供の読書活動を推進するため、各家庭教育学級に対して読み聞かせ学習会を提案するとともに、親学講座において、引き続き親子一緒に本に親しむことの大切さを伝えます。このほか、ペアレントサポーターが、大人向けの読み聞かせ講座「パパとママのための絵本の広場」を開催し、家庭読書を推進します。

また、読み聞かせボランティアの育成や交流を進めるとともに、親子ふれ

あいの場や親同士の交流の場としても期待される読み聞かせボランティアによる公民館等でのおはなし会の開催を支援し、地域での読み聞かせ活動を促進します。

ウ 青少年育成支援センター運営協議会の運営

地域の子供は、地域で見守り育てるため、育成補導委員による補導活動や育成活動として実施する登校時のあいさつ運動を推進するとともに、各小学校で実施している「子どもをまもる110番の家」の設置支援を行います。また、インターネット上に潜む危険から子供を守るため、市内小中学生を対象にネットパトロールを実施します。

エ 子ども・若者プランの推進

関係機関との連携を強化し、平成30年度に策定した第2期島田市子ども・若者育成支援計画「しまだ大井川子ども・若者プラン」の推進を図ります。

また、子供から若者までの幅広い年齢層を対象とした総合的な支援計画として、子ども・子育て支援法に基づく「しまだ子ども未来応援プラン」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「島田市子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「しまだ大井川子ども・若者プラン」の3つの計画を一つにまとめた「島田市こども計画」を令和6年度に策定します。

オ 子ども・若者支援地域協議会の運営

「島田市子ども・若者支援地域協議会」の実務者のための研修や情報交換等を定期的開催するとともに、関係各課と協力して、引き続きLINEを活用した相談窓口案内を運営します。

また、青少年相談窓口を開設し、相談対応を行うとともに、家族向け講座「みなと島田カフェ」や県との共催事業である合同相談会等を開催し、ひきこもりや不登校の子供・若者やその家族等の悩みを受け止め、必要な支援につなげます。

さらに、要保護児童対策地域協議会など関係機関とのネットワークを強化するとともに、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制の整備を進めます。

カ 青少年育成事業の推進

日常生活での地域社会との関係性が薄れつつある中で、自然とのふれあいを通じて異年齢で構成された集団活動を行い、青少年の自主性や連帯性、社会性などを培うとともに、郷土への愛着心を醸成し「地域に貢献できる人づくり」を継続的に推進します。

- ・少年育成教室「しまだガンバ！」
- ・青少年リーダー養成講座「はばたけリーダー！」
- ・青年ボランティア講座
- ・子ども会連合会への支援

キ 学校・家庭・地域の連携による教育支援事業

○放課後子供教室の開催

放課後を利用して、様々な体験の機会を提供するとともに、安全・安心な居場所づくりを進め、心豊かでたくましい子どもを地域全体で育むため、地域住民や学校の協力を得ながら放課後子供教室を開催します。

○地域学校協働本部事業

地域全体で子供たちの学びや成長を支えるため、市内全小中学校に地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を配置し、地域と学校が相互にパートナーとなって、連携・協働した様々な活動（地域学校協働活動）を推進します。

また、学習支援「しまだはつくら寺子屋事業」については、引き続き初倉小学校、初倉南小学校の児童を対象に、夏休み前及び3年生を対象とした水曜日の学習会を開催するとともに、中学校に進学してからのつまずきを防ぐため、新たに夏休み中に6年生を対象とした学習会を開催します。

ク はたちの集いの開催

はたちを迎える若者の社会人としての責務や自覚を促すとともに、郷土愛を育み、今後の島田市を担う意識付けを行うため、一堂に集う式典を開催します。

○事務事業評価シート of 目標数値

区 分		単 位	令和6年度 目 標	令和5年度 実 績
事業の実績 (アウトプット)	家庭教育講座参加実人数	人	1,597	1,359
	家庭教育学級生数	人	732	801
	初めて0歳児を持つ親の講座申込者数	人	90	62
	子育て広場開催回数	回	15	15
	子ども読書活動推進事業代表者会議開催回数	回	1	1
	家族向け講座「みなと島田カフェ」開催回数	回	3	4
	少年育成教室「しまだガンバ！」実施回数	回	7	7
	放課後子供教室実施回数	回	22	22
地域学校協働活動推進員人数	人	25	25	
事業の成果 (アウトカム)	家庭教育講座の定員に対する申込者数の割合	%	100	126
	家庭教育学級の参加率	%	70.0	70.0

初めて0歳児を持つ親の講座で「とても満足」の回答割合	%	95.0	91.3
子育て広場参加延べ人数	人	400	392
おはなし会参加延べ人数	人	2,000	1,910
家族向け講座「みなと島田カフェ」参加延べ人数	人	40	33
中学生になった時に、青少年リーダーとして活動に参加したいと回答した児童の割合	%	60.0	60.0
放課後子供教室に参加して「とても楽しかった」と回答した参加者の割合	%	75.0	72.0
地域学校協働本部事業等ボランティア活動延べ人数	人	3,000	2,900

*令和5年度実績は、見込みの数値です。

【令和6年度目標達成プラン】

- ・子育て学習推進事業について、講座の内容を見直し、参加者数の増加を図ります。
- ・地域学校協働本部を市内全小中学校に設置し、それに伴い、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を配置します。
- ・困難を有する子供・若者の育成支援として、県共催の合同相談会や、みなと島田カフェ（家族教室）、ゆったり座談会、講演会を充実させて実施します。

令和6年度 島田市社会教育委員 活動（予定）

1 島田市社会教育委員の会議（案）

- (1) 会議を10回程度開催する。
- (2) 教育委員会諮問事項「島田市における公民館の今後の在り方について」を中心に協議し、答申書を完成する。
- (3) 『報告書 提言「家庭教育の在り方」啓発・広報活動』

	日程（案）	時間	会場
第1回	4月23日（火）	午後7時	市役所大会議室西
第2回			
第3回			
第4回			
第5回			
第6回			
第7回			
第8回			
第9回			
第10回			

2 県・中部地区等社会教育委員連絡協議会関係（見込）

行事名	日程(案)	会場	出席者
県社会教育委員連絡協議会 第1回理事会	5月8日(水)	静岡市	議長
中部地区社会教育委員連絡協議会 第1回役員会・総会	5月21日(火)	川根本町	議長 副議長 事務局
県社会教育委員連絡協議会 総会・研修会	6月19日(水)	静岡市 (あざれあ)	議長 事務局
中部地区社会教育委員連絡協議会 志太地区社会教育委員研修会	未定	藤枝市	全委員 事務局
県社会教育委員連絡協議会 第2回理事会	9月11日(水)	静岡市	議長

行 事 名	日 程(案)	会 場	出 席 者
全国社会教育研究大会 関東甲信越静社会教育研究大会	10月23日(水) ～25日(金)	茨城県水戸市	議長 事務局
県社会教育委員連絡協議会 第3回理事会	12月11日(水)	静岡市	議長
社会教育関係者研修会	未定	未定	全委員 (希望者)
県社会教育委員連絡協議会 第4回理事会	3月12日(水)	静岡市	議長
中部地区社会教育委員連絡協議会 合同研修会	未定	掛川市	全委員 事務局

3 県教育委員会関係

行 事 名	日 程	会 場	出 席 者
社会教育基礎研修	未定	未定	新任委員等
社会教育実践研修	未定	未定	新任以外の 委員等

4 島田市社会教育課関係

行 事 名	日 程	会 場	出 席 者
はたちの集い	1月12日(日)	総合スポーツセンター(ローズアリーナ)	全委員
生涯学習大会 フェスタしまだ 2025!	3月1日(土) ～2日(日)	プラザおおるり	全委員

令和6年度 各種委員会委員の選任

資料5

No.	委員会名	選出委員	任期	備考
1	静岡県社会教育委員連絡協議会理事		令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	議長 ※総会議決見込(6/19)
2	静岡県中部地区社会教育委員 連絡協議会 理事		令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	議長 ※総会議決見込(5/21)